

居宅介護支援事業所名木緑風苑運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人知心会が開設する居宅介護支援事業所名木緑風苑(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態等になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう指定居宅介護支援を行う。
- 2 事業所の介護支援専門員は、利用者の選択に基づき適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ能率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意見及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類又は指定の居宅サービス業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|----------------|
| 一 名称 | 居宅介護支援事業所名木緑風苑 |
| 二 所在地 | 千葉県勝浦市名木 89-13 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 1名(管理者兼務含む)
要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 営業日、営業時間外でもサービスの提供を行う場合がある。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容、利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。その内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画の作成
- 二 利用者が居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等が受けられるよう指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整を行う。
- 三 利用者が介護保険施設へ入所を要する場合は、介護保険施設へ紹介する。
- 四 居宅訪問頻度は、利用者の状況の変化や、居宅サービス計画の実施状況の把握等、必要に応じ適宜居宅を訪問する。
- 五 課題分析方式は、厚生労働省の示す5方式より選択する。
- 六 相談員とサービス担当者会議の開催場所は、事業所内又は利用者の居宅等とする。
- 七 指定居宅介護を提供した場合の利用料は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。
- 八 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収することができる。
- 九 指定居宅介護支援事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申し込み者又はその家族に対し、当運営規程の概要その他の申し込み者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申し込み者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、勝浦市・いすみ市・鴨川市・御宿町・大多喜町とする。

(事故発生時の対応)

第8条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計

画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 10 条 事業所は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう介護支援専門員その他の従業者の資質向上を図るための研修の機会を確保するものとする。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人知心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。